

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成18年6月26日

条例第17号

改正 平成31年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、守谷市の公の施設等の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、市の広報紙又はホームページへ掲載するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 管理を行う期間
- (4) 指定の申請に係る資格要件
- (5) 指定に係る申請方法
- (6) 申請期間
- (7) 施設の利用者数、決算その他運営状況に関する資料（新規施設にあつては、事業実施計画書等）

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容が当該事業計画書にかかる公の施設の効用を最大限に発揮させ、より住民サービスの向上を図るとともに、その管理にかかる経費の縮減に寄与するものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、守谷市公の施設指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第5条 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合又は前条第1項に規定する要件を満たすものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ、適正に達成することができると思慮する守谷市が出資している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定を行う場合は、市長は、当該団体と協議し、第3条第1項各号の書類の提出を求め、総合的に判断を行うものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければ

ばならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
(業務報告の聴取等)

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者はその指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）第3条及び第5条の規定を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(委員会)

第12条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。
- 3 委員会の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市の職員
 - (3) その他市長が適当と認める者
- (教育委員会所管の公の施設への適用)

第13条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第9条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替える。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守谷市個人情報保護条例の一部改正)

2 守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則（平成31年3月26日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。